

	第13回 定例総会議事録
1. 日 時	令和7年4月10日（木）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
10名	2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 13番 黒木 緑子
4. 欠席委員	
4名	1番 朝末野 清 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 14番 村上 枝里
5. 事務局	
	事務局職員 5名
事務局	ただいまより第13回定例総会を始めさせていただきます。本日は朝末野会長が欠席のため、まず始めに齊藤副会長からご挨拶をお願いいたします。
齊藤副会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日は朝末野会長が欠席のため、同規則第2条の規定により、齊藤副会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第13回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は10名、欠席者は4名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて

	いただいておりますでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員に2番大野委員さん、6番齊木委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番秋吉委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校から北東へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約64aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JA おおいたよりそいプラザ賀来東院から北西へ約550m 圏内に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営

	状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、軽四バンを2台、トラクター、軽トラック、1tトラックを各1台所有しており、トラクターを1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約2ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から北東へ約2km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約66a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、吉野小学校から西へ約1km の距離に位置した農地であり、 現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲 受人は隣接する空き家に転居予定の新規就農者で、申請地においてカボ ス、ブルーベリーを栽培予定です。農機具は草刈機を1台導入予定、耕 うん機を1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約9a とな ります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意 見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と 地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、戸次小学校から北東へ約1.7km の距離に位置した農地であ り、現地はビニールハウスが1棟設置されており、ハウス内及び露地で 多肉植物が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲 受人は新規就農者で、申請地において多肉植物を栽培予定です。農機具 は噴霧器を3台、草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営 面積は約3a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意 見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ4ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	大分地区の委員さんが欠席のため、代わりに報告します。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から北西へ約900m の距離に位置した農地であり、現地の2筆は保全管理されており、1筆は農業用倉庫として利用されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ハクサイを栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約65a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JA おおいた滝尾柑橘選果場から南東へ約550m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてビワ、キンカンを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 農地法第5条許可申請 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から北へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、社会医療法人財団が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 一時転用許可申請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南東へ3.3km の範囲に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、高速道路の新設、改築等を行う法人が東九州自動車道4車線化に伴う資材置場及び工事用道路の造成を目的として利用するものであり、工事完了後は速やかに農地へ復元する計画です。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地

議長	として定められた、農業振興地域内の農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、7ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	7ページから11ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田原地区、上小野鶴地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、露地野菜を栽培する新規設立した認定農業者で、申請地において水稻、麦、露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7.2ha となります。 11ページから12ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区、太田地区、矢ノ原地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業

者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.4ha となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分三地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチジクを栽培しており、申請地においてイチジクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約19a となります。

13ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ヲを栽培する認定農業者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分と合わせて約2.6ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10.6ha となります。

14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.9ha となります。

15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であ

	り、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ヲを栽培する認定農業者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分と合わせて約2.6ha となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ヲを栽培する認定農業者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.5ha となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、16ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1980年頃から宅地として利用しているとのこと。現地

調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2.5kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地の一部として利用されていました。

17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2022年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2022年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1985年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田中学校から南西へ約4.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1995年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から東へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1970年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から東へ約2.5kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1995年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南東へ約3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

	各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次は、19ページからの 第4号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	19ページから21ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で5件出ています。 22ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で2件出ています。 23ページから26ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で33件出ています。 27ページです。農地法第5条第1項第6号一時転用の届出で、市街化区域内農地で一時転用するという届出が、1件出ています。 28ページから30ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で6件出ています。 最後は、31ページです。農地について条件付権利の仮登記についてで、市街化区域内農地において令和7年1月31日に仮登記が設定されたとい

議長	う通知が、1件出ています。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	その他協議事項について、事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第13回定例総会を閉会します。